

議会運営委員会会議録

招 集

令和元年6月6日（木）午前10時 議会委員会室

出席委員（8人）

（委員長）田 村 謙 介 （副委員長）前 原 茂
伊 藤 ひろえ 岡 田 啓 介 岡 村 英 治 尾 沢 三 夫
国 頭 靖 西 川 章 三

欠席委員（0人）

議長及び副議長

渡辺議長 岩崎副議長

説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

【総務部】辻部長

【財政課】下関課長 足立総括主計員 岩永主任

【秘書広報課】土井課長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川局次長 足立担当局長補佐

傍聴者

石橋議員 稲田議員 奥岩議員 門脇議員
戸田議員 又野議員 三鴨議員 矢田貝議員
報道機関 1社 一般 0名

協議事件

- 1 6月定例会提出議案について
- 2 6月定例会の日程について
- 3 次回議会運営委員会の開催について
- 4 米子市議会委員会条例の一部を改正する条例案について

〜〜

午前9時58分 開会

○田村委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

それでは本日の協議事件1番、6月定例会提出議案について、お願いをいたします。

辻総務部長。

○辻総務部長 市議会6月定例会の提出議案につきましては、条例が2件、単行議案が1件、専決処分が4件、補正予算が2件、報告が9件の計18件を上程する予定としております。議案の概要につきましては、午後には開催されます全員協議会において御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○田村委員長 ただいま説明がございました6月定例会提出議案について、委員の皆様、何か御意見等ございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○田村委員長 では、よろしくお願いいたします。

続きまして、協議事件2番。6月定例会の日程について、お願いします。

事務局長。

○先灘議会事務局長 まず各個質問の通告でございますが、明日7日9時受付開始で、11日、来週火曜日が提出期限となっております。11日には意見書案の提出。報告に対する質疑の通告期限が11日火曜日となっております。

それから予算決算の総括質問の順番でございますけれども、本6月定例会から来年の3月定例会までの順番が、会派の順番が御覧のとおりで、1番目が公明党議員団さんから始まりまして、会派の最後が政英会さん。会派の質問が終わったら会派に属さない議員さんが行なうという順番、以上の確認をお願いいたします。

○田村委員長 先ほど御説明いただきました6月定例会の日程についてでございます。

記載のとおりの内容、そして予算決算総括質問の順番について、先ほどありましたように1番公明党議員団さんから始まって、よなご・未来さん、信風さん、日本共産党米子市議団さん、そして政英会、会派に属さない議員という順番。これについて御確認いただきたいですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○田村委員長 はい、ではそのようにお願いをいたします。

3番。次回議会運営委員会の開催についてであります。次回議会運営委員会は6月13日木曜日、開会日の午前9時20分から開催したいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔一同、「はい」〕

○田村委員長 はい、よろしくお願いします。

それでは、以上で当局の皆様御退出していただいて結構でございます。ありがとうございました。

〔執行部、退出〕

○田村委員長 それでは、続行いたします。次に協議事件4番、米子市議会委員会条例の一部を改正する条例案について、お願いいたします。

事務局長、お願いします。

○先灘議会事務局長 資料4をご覧くださいと思います。委員会条例の改正でございますが、先だつての4月19日の議会運営委員会で確認されたことにつきまして、一部改正条例案を作成いたしましたので、確認をお願いいたします。

表の左側が改正後、右側が改正前でございます、主な内容でございます。

改正前の総務文教委員会から教育委員会の所管事項を、改正前の市民福祉委員会から名称変更した改正後の民生教育委員会に移管する。これにつきましては、4月19日の議会運営委員会で、保幼小連携の円滑化というところで、こども未来局と教育委員会が同一委員会で審査するほうがいいということで、この案が確認されております。

教育委員会の所管事項が総務文教委員会から変更になるというところから、現行の総務文教委員会を総務政策委員会に変更しようとするものでございます。

下の附則でございますが、条例は公布の日からということになっておりますが、6月定例会初日6月13日に、日程では3になりますが、会議録署名議員の指名、会期の決定の

次、まず条例改正を議運の田村委員長から提案をしていただきまして、可決後委員の選任という流れになります。

あわせて、経過措置としましては、こういう常任委員会の所管事項が変更となりますと、新旧委員会の統一性が失われるということになりますので、継続審査などについての統一性を確保するために、経過措置を附則の２で設けております。

説明は以上でございます。

○田村委員長 先ほど説明がありましたとおり、米子市議会委員会条例の一部を改正する条例等について、この案のとおり改正するという事で、開会日に提出するという流れになります。

これについて、皆様、御意見等ございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○田村委員長 では、そのようにしたいと思います。ありがとうございます。

それでは協議事件は終了しておりますが、その他、委員の皆様からございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○田村委員長 議長、ございませんか。

○渡辺議長 ありません。

○田村委員長 では、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

午前１０時４分 閉会

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

議会運営委員長 田 村 謙 介